

第3期新発田市特定健康診査・特定保健指導実施計画及び 第2期新発田市データヘルス計画

(平成30年度～平成35年度)

平成30年3月

新 発 田 市

はじめに

我が国の社会保障制度は、世界に類を見ない少子高齢化社会に向けて、大きな転機を迎えています。

こうした中、国は、平成20年度から医療保険者に対してメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した生活習慣病予防のための特定健康診査・特定保健指導の実施を義務付けました。また、「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）において、「全ての健康保険組合に対し、レセプト等のデータの分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として「データヘルス計画」の作成・公表、事業実施、評価等の取組を求めるとともに、市町村国保が同様の取組を行うことを推進する。」とされ、保険者はレセプト等を活用して保健事業を実施していくこととなりました。

こうした背景を踏まえ、当市でも平成20年3月に第1期特定健康診査・特定保健指導実施計画、平成25年3月に第2期特定健康診査・特定保健指導実施計画、平成27年3月に第1期データヘルス計画を策定し、保健事業を実施してきました。今回、これまでの取組について分析や評価を行い、新たな課題を踏まえ、これらの計画を「第3期特定健康診査・特定保健指導実施計画」「第2期データヘルス計画」として策定しました。

計画の位置づけ

	特定健康診査・特定保健指導実施計画 (第3期)	データヘルス計画 (第2期)
策定根拠	高齢者の医療の確保に関する法律（第19条）	国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針
計画の期間	平成30年度～平成35年度（6年間）	
計画の対象	保健事業の一部	保健事業全般
対象年齢	40歳～74歳	被保険者全員
計画の内容	特定健康診査及び特定保健指導の効果的な実施方法を規定するとともに、受診率等の具体的な数値目標を定めるもの。	健診・医療・介護情報を総合的に活用することにより課題を整理し、PDCAサイクルに沿った効果的な保健事業を展開するための指標及び目標を定めるもの。

※計画の期間（再掲）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
特定健康診査・特定保健指導実施計画	第1期計画					第2期計画					第3期計画					
データヘルス計画								第1期計画			第2期計画					

※関連計画

新発田市健康づくり計画、新発田市歯科保健計画、新発田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、新発田市障がい福祉計画

目次

第1章 データ編

1 新発田市及び国民健康保険の現状

(1) 新発田市の基本情報 P.1

(2) 国民健康保険被保険者の状況 P.3

2 健康・医療及び介護情報の分析並びに課題の把握

(1) 死亡の状況 P.4

(2) 医療費の状況 P.6

(3) 介護の状況 P.11

(4) 健（検）診の状況 P.13

第2章 第3期新発田市特定健康診査・特定保健指導実施計画

1	特定健康診査・特定保健指導実施計画の基本的事項	
(1)	背景及び趣旨P.20
(2)	特定健康診査・特定保健指導の基本的な考え方P.20
(3)	計画の位置づけP.21
(4)	計画の期間P.21
2	特定健康診査・特定保健指導の実施結果	
(1)	特定健康診査・特定保健指導の目標値との比較P.22
(2)	特定健康診査・特定保健指導の課題と方策P.23
3	達成しようとする目標	
(1)	目標の設定P.25
(2)	新発田市国民健康保険の特定健康診査・特定保健指導の目標値P.25
(3)	特定健康診査・特定保健指導の対象者数及び実施者数P.25
4	特定健康診査・特定保健指導の実施方法	
(1)	特定健康診査の実施方法P.26
(2)	特定保健指導の実施方法P.28
5	計画の評価・見直しP.32
6	公表・周知P.32
7	個人情報取扱いP.32

第3章 第2期新発田市データヘルス計画

1	データヘルス計画の基本的事項	
(1)	計画の趣旨P.33
(2)	計画の位置づけP.33
(3)	計画の期間P.33
(4)	実施体制・関係者連携P.33
2	第1期データヘルス計画の評価	
(1)	取組のまとめP.34
(2)	目標達成状況・事業評価・考察P.34
3	健康・医療情報等の分析結果に基づく健康課題の抽出P.37
4	計画の目的・目標P.38
5	保健事業の内容P.39
6	評価方法P.42
7	計画の評価・見直しP.43
8	公表・周知P.43
9	個人情報の取扱いP.43
10	地域包括ケアに係る取組P.44